

# 令和 2 年度鳥取県計画に関する 事後評価

令和 3 年 1 1 月  
鳥取県

# 1. 事後評価のプロセス

---

## (1) 「事後評価の方法」の実行の有無

事後評価の実施にあたって、都道府県計画に記載した「事後評価の方法」に記載した事項について、記載どおりの手続きを行ったかどうかを記載。

### 【医療分】

行わなかった

(令和2年度)

令和2年度の事後評価については、令和3年度12月開催予定の鳥取県医療審議会及び鳥取県地域医療対策協議会で議論する予定。

## (2) 審議会等で指摘された主な内容

事後評価の方法に記載した審議会等の意見を聞いた際に指摘された主な内容を記載するとともに、内容の末尾に審議会等名とその開催日時を記載すること。なお、主な内容については、審議会等の議事概要の添付も可とする。

審議会等で指摘された主な内容

—

## 2. 目標の達成状況

令和2年度鳥取県計画に規定した目標を再掲し、令和2年度終了時における目標の達成状況について記載。

### ■鳥取県全体（目標と計画期間）

鳥取県においては、医療機関の役割分担と連携、在宅医療・介護の確保、医療・介護従事者の確保と資質の向上等の課題を解決し、医療や介護が必要な者が、地域において安心して生活できるよう以下を目標に設定する。

#### ① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

高齢化が進む中で医療機関が機能分担し、連携して必要な医療を適切な場所で提供できる体制を整備する

- (ア) 急性期医療だけでなく、回復期・慢性期の医療を提供
- (イ) 精神科医療をはじめ、入院医療から地域生活への移行を推進
- (ウ) 医療機関（医科、歯科）、訪問看護ステーション、薬局、福祉サービスを行う機関の相互の連携を深め、災害時の連携にも対応

#### 【定量的な目標値】

- ・おしどりネット患者登録数：6,701件（R1年度末）→8,500件（R2年度末）
- ・急性期病床等から回復期病床への病床転換（R2：120床）
- ・慢性期機能の病床を令和5年までに218床減少

※地域医療構想で記載する令和7年度の医療機能ごとの病床数（参考値）

医療機能	将来の病床数（参考値） （令和7年）	現在の病床数 （令和元年）
高度急性期	583床	867床
急性期	2,019床	2,910床
回復期	2,137床	1,309床
慢性期	1,157床	1,686床

（病床機能報告（各年7月1日現在））

#### ② 居宅等における医療の提供に関する目標

希望すれば在宅で療養できる地域の実現に向け、在宅医療（歯科・薬科を含む。）を推進する。

- (ア) 在宅医療を調整する拠点を整備し、在宅医療を提供する機関の連携や多職種

の連携を強化（ただし、市町村の範囲を超える事業が対象）

（イ）在宅医療を担う機関を整備・充実するとともに、人材を確保・育成

（ウ）かかりつけ医を持つこと、医療機関の機能分担、在宅医療などを住民へ啓発

#### 【定量的な目標値】

- ・訪問診療を実施する診療所・病院数：169 か所（H29）→195 か所（R2）
- ・訪問診療実施件数：5,814 件（H29）→6,006 件（R2）
- ・在宅看取りを実施している診療所・病院数：35 か所（H29）→38 か所（R2）
- ・在宅療養支援歯科診療所：42 か所（R1）→67 か所（R5）
- ・県内就業看護職員数：9,954 人（H30）→10,228 人（R4）
- ・県内訪問看護師数：328 人（H30）→448 人（R4）

#### ④ 医療従事者の確保に関する目標

継続した医療提供体制の確保に向け、質の高い医療人材の育成・定着を進める。

（ア）質の高い医療人材を養成・確保

（イ）高度・多様化する医療に対応できる医療人材のキャリア形成

（ウ）就労環境の整備・改善などにより医療従事者等の負担軽減及び定着促進

#### 【定量的な目標値】

- ・産科・産婦人科・婦人科医師数：67名（H30）→69名（R2）
  - ・手当支給施設の産科・産婦人科医師数：42名（R1）→50名（R2）
  - ・分娩を取り扱う産科医療機関数の維持：18施設（R1）→18施設（R2）
  - ・NICU専任医師数：26名（H30）→26名（R2）
  - ・手当支給施設の新生児医療担当医師数：26名（H30）→26名（R2）
  - ・県内病院の女性医師数：166人（R1）→174人（R2）
  - ・新人看護職員の離職率の低下：5.7%（R1）→4.2%（R2）
  - ・県内就業看護職員数 9,954人（H30）→10,228人（R4）
  - ・県内養成施設の卒業生の県内就業率 64.4%（R1）→70.0%（R2）
  - ・医師の時間外勤務の縮減 1人あたり550時間／年以内
  - ・看護職員（40歳未満）の離職率の低下：7.5%（R1）→7.1%（R2）
  - ・MCLS及びETSインストラクター数 114名（H30）→117名（R2）
  - ・初期研修医受入数：2人（R1.4）→4人（R3.4）
  - ・病院勤務医師数の増加 1,137人（R1）→1,171人（R2）
  - ・小児初期救急医療機関の受診者数：18,457人（R1）→20,500人（R2）
  - ・二次救急医療機関の小児救急患者受入状況：17,361人（R1）→16,500人（R2）
- （出典：小児救急医療体制の現況調べ）

#### ⑥ 計画期間

令和2年4月1日～令和3年3月31日

□鳥取県全体（達成状況）

【医療分】

1) 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- ・回復期病床が4床減となった。
- ・慢性期機能の病床が77床減となった。

	令和元年	令和2年	増減
高度急性期	867床	874床	+7
急性期	2,910床	2,945床	+35
回復期	1,309床	1,305床	▲4
慢性期	1,686床	1,609床	▲77

（病床機能報告（各年7月1日現在））

- ・おしどりネット患者登録数：6,701件（R1）→8,580件（R2）

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- ・訪問診療を実施する診療所・病院数：169か所（H29）→169か所（H29）  
※令和2年の調査結果が未公表のため算出できない。
- ・訪問診療実施件数：5,814件（H29）→5,814件（H29）  
※令和2年の調査結果が未公表のため算出できない。
- ・在宅看取りを実施している診療所・病院数：35か所（H29）→35か所（H29）  
※令和2年の調査結果が未公表のため算出できない。
- ・在宅療養支援歯科診療所：42か所（R1）→43か所（R2）
- ・県内就業看護職員数：9,954人（H30）→10,234人（R2）
- ・県内訪問看護師数：328人（H30）→347人（R2）

④ 医療従事者の確保に関する目標

- ・産科・産婦人科・婦人科医師数：67名（H30）→71名（R2）
- ・手当支給施設の産科・産婦人科医師数：42名（R1）→63名（R2）
- ・分娩を取り扱う産科医療機関数の維持：18施設（R1）→17施設（R2）
- ・NICU専任医師数：26名（H30）→26名（R2）
- ・手当支給施設的新生児医療担当医師数：26名（H30）→26名（R2）
- ・県内病院の女性医師数：166人（R1）→176人（R2）
- ・新人看護職員の離職率の低下：5.7%（R1）→4.2%（R2）
- ・県内就業看護職員数：9,954人（H30）→10,234人（R2）
- ・医師の時間外勤務の縮減 1人あたり578時間/年（R1：550時間/年）
- ・看護職員（40歳未満）の離職率の低下：7.5%（R1）→6.8%（R2）
- ・MCLS及びETSインストラクター数 114名（H30）→114名（R2）
- ・初期研修医受入数：2人（R1.4）→6人（R3.4）
- ・病院勤務医師数の増加 1,137人（R1）→1,164人（R2）
- ・小児初期救急医療機関の受診者数：18,457人（R1）→8,375人（R2）

- ・二次救急医療機関の小児救急患者受入状況：17,361人（R1）→7,706人（R2）  
（出典：小児救急医療体制の現況調べ）

## 2) 見解

### ① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- 「急性期病床から回復期病床等への病床転換」については、新型コロナウイルス感染拡大により地域医療構想調整会議が開催できなかったこともあり急性期病床から回復期病床等への転換が進まず、目標達成には至らなかった。
- 「おしどりネット患者登録数」については、医療機関に対して医師会と連携した働きかけを実施したほか、ホームページを通じた広報活動などにより8,580件まで増加し目標を達成した。

### ② 居宅等における医療の提供に関する目標

- 「訪問診療を実施する診療所・病院数」「在宅看取りを実施している診療所・病院数」については、調査結果が未公表のため比較できないが、在宅療養支援診療所・病院数（86か所（R1）→87か所（R2））、在宅患者訪問薬剤管理指導料届出薬局（254か所（R1）→256か所（R2））は増加しており、在宅医療の推進に対して一定の効果が認められる。
- 「在宅療養支援歯科診療所」については、目標を達成できなかったが、患者からの相談業務、歯科医療機関との調整件数も増加するなど、在宅歯科医療の需要が高まっている。
- 「県内就業看護職員数」については、新人訪問看護師の育成及び確保、手当に対する助成を行うことにより処遇改善が図られたこと等により目標を達成した。
- 「県内訪問看護師数」については増加したものの、看護職員全体の需要が多い傾向が続いていたため訪問看護師の増加数は緩やかである。

### ④ 医療従事者の確保に関する目標

- 「産科・産婦人科・婦人科医師数」「手当支給施設の産科・産婦人科医師数」については、手当に対する支援を行うことにより、産科医等の処遇改善が図られたこと等により目標を達成した。
- 「分娩を取り扱う産科医療機関数」については、1医療機関が分娩を取り扱わなくなったことにより減少した。
- 「NICU専任医師数」「手当支給施設の新生児医療担当医師数」については、手当支給により医師の処遇改善が図られたことにより目標を達成した。
- 「県内病院の女性医師数」については、復帰研修プログラムの整備や教育や交流による女子医学生及び女性医師の就業継続意欲を高めることにより、目標を達成した。
- 「新人看護職員の離職率の低下」については、新人看護師研修の充実を図ること

により離職率が低下し目標を達成した。

- 「県内就業看護職員数」については、研修受講者が水準の高い看護実践が出来る認定看護師として活躍し、県内の看護現場における看護の質の向上が図られたことにより目標を達成した。
- 「医師の時間外勤務の縮減」については、新型コロナウイルス感染拡大により医療機関全体の業務が増加したことにより、医師を含めて時間外勤務が増加し、目標達成に至らなかった。
- 「看護職員（40歳未満）の離職率」については、目標達成できなかったものの、全国平均（11.5%）と比べれば低水準であり一定の事業効果が認められる。
- 「MCLS及びETSインストラクター数」については、新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止となった研修も多く、目標としていたインストラクター数は確保できなかった。
- 「初期研修医受入数」については、機器整備により安全な内視鏡手技の習得が可能となったことにより、受入目標を達成した。
- 「病院勤務医師数」については、60代以上の医師数が増加傾向にあり、離職等により既存医師が減少したことにより目標を下回ったが医師を養成する大学において、地域医教育をカリキュラムに組み込むことで、学生の地域医療を担う医師に必要な知識・技術の習得とスキルアップに確実に寄与している。
- 「小児初期救急医療機関の受診者数」「二次救急医療機関の小児救急患者受入状況」については、小児の急な病気やけがについて、医師又は看護師による電話相談を行うことにより軽症者が医療機関の診療時間外に受診することを抑制していること、新型コロナウイルス感染拡大に伴う感染予防対策や外出の減少等による子どもの救急事案の減少に伴い、いずれの指標も大きく減少した。

### 3) 改善の方向性

#### ① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

コロナ収束後は地域医療構想調整会議での協議を再開し、医療機関が将来の医療機能を自主的に判断するための検討材料を提供するなど、連携を図りながら具体的な取り組みについて協議し、それらに基づき必要な医療機関の病床転換・機能強化に対する支援をしていくことで目標達成を図る。

#### ② 居宅等における医療の提供に関する目標

- 「訪問診療を実施する診療所・病院数」については、退院後や終末期の支援に係る多職種連携研修の実施、市町村や病院と連携したパス運用改善に係る協議会等の開催、在宅医療、病床の機能分化に関する協議会・講演会等を開催することで、引き続き目標達成を図る。
- 「訪問診療実施件数」「在宅看取りを実施している診療所・病院数」については、医療従事者をはじめとした様々な職種の関係者に対して多様な研修を実施することで、在宅医療に関わる人材の確保や人材の資質向上を通じて目標達成を図る。

#### ④ 医療従事者の確保に関する目標

医療従事者の確保・育成に向けた取り組みを継続することで、着実に医療従事者の確保・定着を推進していく。

- 「産科・産婦人科・婦人科医師数」については、コロナ禍においても一定数の需要があることから、引き続き人材の維持・確保のため事業を実施することにより目標達成を図る
- 「医師の時間外勤務の縮減」については、代行可能な部分について作業補助者が業務を代行することにより、医師、看護師の事務負担を減らし、業務軽減を図ることにより目標達成を図る。
- 「看護職員の離職率の低下」については、子育て中の看護職員等の医療従事者が安心して働く環境を維持するため、病院内保育所を設置している県内病院に運営費を助成し、病院内保育所の安定的な運営を確保・継続することにより目標達成を図る。
- 「MCLS及びETSインストラクター数」については、医療機関が連携して研修会を実施することにより、専門的な知識の習得、若手医師のスキルアップ、関連職種の連携、地域の医療関係者の資質向上を通じて目標達成を図る。
- 「病院勤務医師数の増加」については、医学部生に対して地域医療への理解を深め、県内定着する取組を進めるほか、センターの機能やモデル事業についてセミナーや医療機関訪問を通じて周知し、新たに勤務環境改善に取り組む医療機関を増やすことにより目標達成を図る。

上記以外の目標については達成した。

#### 4) 目標の継続状況

- 令和3年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 令和3年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

### ■ 県東部（目標と計画期間）

#### ① 県東部の医療と介護の総合的な確保に関する目標

県東部では、医療機関の役割分担と連携、在宅医療・介護の確保、医療・介護従事者の確保と資質の向上等の課題が存在しており、これらの課題の解決に向け精力的に取り組む。

#### ② 介護施設等の整備に関する目標

#### ③ 計画期間



令和2年4月1日～令和3年3月31日

□県東部（達成状況）

【医療分】

県東部の目標の達成状況は、県全体に準じる。

（参考）東部圏域の医療機能ごとの病床数

東部	令和元年	令和2年	増減
高度急性期	104床	111床	+7
急性期	1,256床	1,266床	+10
回復期	428床	476床	+48
慢性期	803床	681床	▲122

（病床機能報告（各年7月1日現在））

【介護分】

■県中部（目標と計画期間）

① 県中部の医療と介護の総合的な確保に関する目標

県中部では、医療機関の役割分担と連携、在宅医療・介護の確保、医療・介護従事者の確保と資質の向上等の課題が存在しており、これらの課題の解決に向け精力的に取り組む。

② 介護施設等の整備に関する目標

③ 計画期間

令和2年4月1日～令和3年3月31日

□県中部（達成状況）

【医療分】

県中部の目標の達成状況は、県全体に準じる。

（参考）中部圏域の医療機能ごとの病床数

中部	令和元年	令和2年	増減
高度急性期	106床	106床	—
急性期	420床	474床	+54
回復期	446床	392床	▲54
慢性期	275床	275床	—

**【介護分】**

**■県西部 (目標と計画期間)**

① 県西部の医療と介護の総合的な確保に関する目標

県西部では、医療機関の役割分担と連携、在宅医療・介護の確保、医療・介護従事者の確保と資質の向上等の課題が存在しており、これらの課題の解決に向け精力的に取り組む。

② 介護施設等の整備に関する目標

③ 計画期間

令和2年4月1日～令和3年3月31日

**□県西部 (達成状況)**

**【医療分】**

県西部の目標の達成状況は、県全体に準じる。

(参考) 西部圏域の医療機能ごとの病床数

西部	令和元年	令和2年	増減
高度急性期	657床	657床	-
急性期	1,234床	1,205床	▲29
回復期	435床	437床	+2
慢性期	653床	653床	-

(病床機能報告 (各年7月1日現在) )

**【介護分】**

### 3. 事業の実施状況

令和2年度鳥取県計画に規定した事業について、令和2年度終了時における事業の実施状況について記載。

#### 事業区分1：地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【No. 1（医療分）】 医療情報ネットワーク整備事業	【総事業費 （計画期間の総額）】 23,216千円
事業の対象となる区域	県東部・県中部・県西部	
事業の実施主体	NPO法人鳥取県医療連携ネットワークシステム協議会等	
事業の期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	○地域医療構想に掲げるICTを活用した医療連携体制を構築するため、NPO法人が運営している電子カルテの相互参照システム「おしどりネット」を通じた医療機関同士の連携強化を図り、病床の機能分化・連携を推進することとしている。 ○鳥取県内には43病院あるが、「おしどりネット」への参加病院は19病院に留まっていることなど、県民の医療基盤として活用されるよう、利用者の利便性向上を図ることで、参加医療機関及び登録患者数を増やす必要がある。	
	アウトカム指標 ・おしどりネット患者登録数： 6,701件（令和元年度末）→8,500件（令和2年度末）	
事業の内容（当初計画）	医療機関同士の電子カルテの相互参照システム「おしどりネット」の運営及び医療機関が「おしどりネット」への参加を目的とした患者情報を電子的に管理するシステム整備等を行うために必要な経費を補助する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	「おしどりネット」の参加医療機関数： 92機関（令和元年度末）→115機関（令和2年度末）	
アウトプット指標（達成値）	「おしどりネット」の参加医療機関数： 92機関（令和元年度末）→88機関（令和2年度末）	

<p>事業の有効性・効率性</p>	<p>アウトカム指標 おしどりネット患者登録数 6,701件（令和元年度末）→8,580件（令和2年度末）</p>
<p>その他</p>	<p>（１）事業の有効性 「おしどりネット」の参加医療機関は減少したが、患者登録数は8,580件まで増加し目標を達成した。今後、さらに参加医療機関と患者登録数を拡大していく必要があり、「おしどりネット」の利便性向上を図るとともに、医師会等とも協力し、その有用性を各医療機関に広めていくことで、地域医療構想に掲げるICTを活用した医療連携体制を構築していく。</p> <p>（２）事業の効率性 「おしどりネット」の運営等について、定期的に運営協議会を開催しており、また、基金の活用にあたっては、医療審議会、地域医療対策協議会において議論しており、必要な経費のみを対象としている。</p>

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【No. 2 (医療分)】 精神科医療機関機能分化推進事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 37,847 千円
事業の対象となる区域	県東部	
事業の実施主体	渡辺病院、ウェルフェア北園渡辺病院	
事業の期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>○徘徊、妄想などの症状や身体合併症等を有する精神疾患患者については、精神病床だけでなく、一般病床において受け入れているケースがあるが対応に苦慮している実態がある。</p> <p>○本県における認知症高齢者数は21,000人程度と推計され、増加傾向にあるが、今後さらに高齢者人口が増加していく中で、認知症を含む精神疾患患者への対応・受入体制づくりを進めていくことが求められている。</p> <p>○東部圏域においては、精神科医療機関である渡辺病院及びウェルフェア北園渡辺病院において、認知症や身体合併症等を有する精神疾患患者の受け入れやその家族を支える医療機関としての役割を担っており、平成31年に認知症疾患療養病棟から認知対応型介護医療院へ転換するなど取り組みを進めているところ。</p> <p>○渡辺病院及びウェルフェア北園渡辺病院において、身体合併症や認知症患者の受け入れ、在宅復帰支援等に必要な施設・設備整備を行うことにより、認知症患者等の受入体制強化を図ることで、精神科の病床以外で受け入れている精神疾患患者等の受け入れ、長期に渡る入院患者の在宅移行を推し進め、精神科医療機関の病床機能強化・分化を推進する。</p> <p>アウトカム指標：病床機能の分化・連携を進めるため、急性期病床等から回復期病床への病床転換を行う。(R2:120床)</p>	
事業の内容 (当初計画)	精神科長期療養患者の地域移行を進め、認知症等医療を行う医療機関の機能分化を図るため、身体合併症や認知症患者の受け入れ、認知症の増悪予防に取り組む機能の充実等に対して補助する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	精神科医療機関の施設・設備整備：2病院	
アウトプット指標 (達成値)	精神科医療機関の施設・設備整備：2病院	

事業の有効性・効率性	<p>アウトカム指標</p> <p>急性期病床等から回復期病床への病床転換（R2：高度急性期及び急性期病床 42 床増、回復期病床 4 床減）</p> <p>（１）事業の有効性</p> <p>２病院に対して支援を行い、施設・設備整備の充実による精神科医療機関としての機能強化が図られている。</p> <p>令和２年度は、新型コロナウイルス感染拡大により地域医療構想調整会議が開催できなかったこともあり急性期病床から回復期病床等への転換が進まず、目標達成には至らなかったが、コロナ収束後は地域医療構想調整会議での協議を再開し、引き続き精神科医療機関の機能強化を行うとともに、他の事業と総合的に病床の機能分化・連携を進めることで、目標達成を図る。</p> <p>（２）事業の効率性</p> <p>可能な限り事業の早期又は適時の着手が図られるよう事業者に対する補助金交付手続きを迅速に行い、事業効果を失することのないよう努めた。</p>
その他	

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【No. 3 (医療分)】 地域医療支援病院・がん診療連携拠点病院等の患者に対する歯科保健医療推進事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 7,712 千円
事業の対象となる区域	県東部・県西部	
事業の実施主体	山陰労災病院等	
事業の期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	今後、増加が見込まれる高齢の入院患者の早期回復等を図り、入院患者の地域生活への移行を円滑に推進するため、入院患者に対する歯科医療（口腔ケア）の充実が必要。 アウトカム指標：慢性期機能の病床を令和5年までに218床減少	
事業の内容（当初計画）	地域医療支援病院やがん診療連携拠点病院等の患者に対する口腔機能の向上を図るため、歯科診療に必要な設備整備に対して補助する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	設備整備医療機関数：2病院	
アウトプット指標（達成値）	設備整備医療機関数：2病院	
事業の有効性・効率性	<p>アウトカム指標 慢性期機能の病床を令和5年までに218床減少（R2：77床減）</p> <p>（1）事業の有効性 慢性期病床が77床減少しており、目標達成に向け一定の効果が得られている。歯科診療に必要な設備の購入支援により、地域医療支援病院等の患者に対する歯科保健医療の推進につながっている。 地域の医療機関の機能や各病床の機能を明確にし、不足する医療機能を充実させるとともに、医療機関の自主的な取組を促し、他の事業と総合的に病床の機能分化・連携を進めることで、目標達成を図る。</p> <p>（2）事業の効率性 可能な限り事業の早期又は適時の着手が図られるよう事業者に対する補助金交付手続きを迅速に行い、事業効果を失することのないよう努めた</p>	
その他		

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【No. 4 (医療分)】 急性期医療提供体制強化事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 119,595千円
事業の対象となる区域	県東部・県中部・県西部	
事業の実施主体	救急医療機関	
事業の期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	急性期医療の提供が不足している分野又は地域における医療提供体制の強化 アウトカム指標：病床機能の分化・連携を進めるため、急性期病床等から回復期病床への病床転換を行う。(R2：120床) ※R1実績：52床	
事業の内容(当初計画)	急性心筋梗塞等の医療機能が不足している救急医療分野や在宅移行に伴う在宅患者の急性増悪時の受入体制が不十分な地域などにおいて、将来各医療機関が担う予定である急性期機能を補うための機器等の整備に対して補助する。	
アウトプット指標(当初の目標値)	設備整備医療機関数：10病院	
アウトプット指標(達成値)	設備整備医療機関数：12病院	
事業の有効性・効率性	<p>アウトカム指標 病床機能の分化・連携を進めるため、急性期病床から回復期病床等への病床転換を行う。(R2:高度急性期及び急性期病床42床増、回復期病床4床減)</p> <p>(1) 事業の有効性 12病院に対して支援を行い、県内各救急医療機関医療の機能強化が図られている。 令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大により地域医療構想調整会議が開催できなかったこともあり急性期病床から回復期病床等への転換が進まず、目標達成には至らなかったが、将来各医療機関が担う予定である急性期機能を補うための機器等の整備を支援し、病床の機能分化・連携につなげ、他の事業と総合的に病床の機能分化・連携を進めることで、目標達成を図る</p> <p>(2) 事業の効率性 可能な限り事業の早期又は適時の着手が図られるよう事業者</p>	



	に対する補助金交付手続きを迅速に行い、事業効果を失することのないよう努めた。
その他	

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【No. 5 (医療分)】 病床の機能分化・連携推進基盤整備事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 27,258 千円
事業の対象となる区域	県東部・県中部・県西部	
事業の実施主体	尾崎病院、県立厚生病院等	
事業の期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	2025年に向けて急性期から回復期、在宅医療に至るまで、一連のサービスを地域において総合的に確保していくため、病床の機能分化及び連携を進める必要がある。	
	アウトカム指標：病床機能の分化・連携を進めるため、急性期病床から回復期病床等への病床転換を行う。(R2：120床) ※R1実績：52床	
事業の内容（当初計画）	病床機能の転換に対する施設設備整備への支援を行うとともに、病床の機能分化を推進するため、各医療機関の役割分担を明確にし、医療機関が将来の医療機能を自主的に判断するための検討材料を提供するための分析調査を行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	病床転換及びそれに伴う施設・設備整備：3病院	
アウトプット指標（達成値）	病床転換及びそれに伴う施設・設備整備：1病院	
事業の有効性・効率性	アウトカム指標 病床機能の分化・連携を進めるため、急性期病床から回復期病床等への病床転換を行う。(R2：高度急性期及び急性期病床42床増、回復期病床4床減)	
	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大により地域医療構想調整会議が開催できなかったこと、感染拡大による施設整備の見送り等により事業の進捗が遅れたことなどにより、目標には到達しなかった。</p> <p>コロナ収束後は地域医療構想調整会議での協議を再開し、地域の医療機関の機能や各病床の機能を明確にしていき、不足する医療機能を充実させるとともに、他の事業と総合的に病床の機能分化・連携を進めることで、目標達成を図る。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>可能な限り事業の早期又は適時の着手が図られるよう事業者</p>	

	に対する補助金交付手続きを迅速に行い、事業効果を失することのないよう努めた。
その他	

事業区分2：居宅等における医療の提供に関する事業

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No. 6（医療分）】 在宅医療連携拠点事業	【総事業費 （計画期間の総額）】 11,151千円
事業の対象となる区域	県東部・県中部・県西部	
事業の実施主体	地区医師会	
事業の期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>今後の高齢化の進展や地域医療構想の推進に伴い、高齢患者の増加、在宅医療の需要の増加が見込まれるため、医療と介護の連携を図り、受け皿としての在宅医療の提供体制の確保、更なる充実を図る必要がある。</p> <p>アウトカム指標 ・訪問診療を実施する診療所・病院数：169か所（R1）→195か所（R2）</p>	
事業の内容（当初計画）	在宅医療を提供する機関が連携するための圏域内での調整・支援、地域の医療・介護関係者による協議の場の定期開催、地域の医療・介護資源の機能等の把握・情報提供や地域包括支援センター等との連携など、連携拠点として在宅医療を推進するための取組を支援する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅医療に関する協議会・講演会等の開催：35回</li> <li>・地域連携パス推進に関する協議会等の開催：19回</li> <li>・在宅医療に係る機器の貸出回数：18回</li> </ul>	
アウトプット指標（達成値）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅医療に関する協議会・講演会等の開催：22回</li> <li>・地域連携パス推進に関する協議会等の開催：11回</li> <li>・在宅医療に係る機器の貸出回数：2回</li> </ul>	
事業の有効性・効率性	<p>アウトカム指標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問診療を実施する診療所・病院数：169か所（H29）→169か所（H29）※令和2年の調査結果が未公表のため算出できない。（参考）</li> <li>・在宅療養支援診療所・病院数：86か所（R1）→87か所（R2）</li> </ul> <p>（1）事業の有効性</p> <p>医療・介護資源の活用に係る検討や、退院後や終末期の支援に係る多職種連携研修の実施、市町村や病院と連携したパス運用改善に係る協議会等の開催、在宅医療、病床の機能分化に関する協</p>	

	<p>議会・講演会等を開催することで、地域の医療従事者が職種を超えた連携や圏域ごとの課題検討が進んでいる。</p> <p>指標については調査結果が未公表のため比較できないが、在宅療養支援診療所・病院数が増加していることなど、在宅医療に関する医療体制の充実に対して一定の効果が認められる。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>事業者へのヒアリング、補助内容を精査することにより経費削減に努めている。</p>
その他	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No. 7 (医療分)】 在宅医療を推進するための多職種連携等 研修事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 2,255 千円
事業の対象となる区域	県東部・県中部・県西部	
事業の実施主体	県薬剤師会、県リハビリテーション専門職連絡協議会等	
事業の期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	今後の在宅医療患者の増加に対応するためには、在宅医療に関する理解、在宅医療関係の多職種により意見交換、課題共有など医療と介護の連携や各専門職の質の向上等を進める必要がある。	
	アウトカム指標 ・訪問診療実施件数：5,814件 (H29) →6,006件 (R2) ・在宅看取りを実施している診療所・病院数：35か所 (R1) →38か所 (R2)	
事業の内容 (当初計画)	在宅医療関係者の多職種連携研修や各専門職の質の向上に資する研修、医療介護連携を支える人材を養成するための研修、在宅医療の普及啓発に関する研修の実施に必要な経費に対する支援を行う。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	多職種連携、各専門職の資質向上等の研修延べ受講者：1,000人	
アウトプット指標 (達成値)	多職種連携、各専門職の資質向上等の研修延べ受講者：645人	
事業の有効性・効率性	<p>アウトカム指標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問診療実施件数：5,814件 (H29) →5,814件 (H29)</li> <li>・在宅看取りを実施している診療所・病院数：35か所 (H29) →35か所 (H29) ※令和2年の調査結果が未公表のため算出できない。</li> </ul> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅療養支援診療所・病院数：86か所 (R1) →87か所 (R2)</li> <li>・在宅患者訪問薬剤管理指導料届出薬局：254か所 (R1) →256か所 (R2)</li> </ul> <p>(1) 事業の有効性</p> <p>医療従事者をはじめとした様々な職種の関係者が多様な研修に参加することで、在宅医療に関わる人材の確保や人材の資質向上につながっている。</p> <p>指標については調査結果が未公表のため比較できないが、在宅療養支援診療所・病院数、在宅患者訪問薬剤管理指導料届出薬局</p>	

	<p>が増加するなど、在宅医療に関する医療体制の充実に対して一定の効果が認められる。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>事業者へのヒアリング、補助内容を精査することにより経費削減に努めている。</p>
その他	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No. 8 (医療分)】 在宅歯科医療拠点・支援体制整備事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 16,453 千円
事業の対象となる区域	県東部・県中部・県西部	
事業の実施主体	鳥取県歯科医師会	
事業の期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	在宅療養者は、口腔の健康等を保つことが困難であり、歯科治療が必要であるにも関わらず歯科治療を受診する方が少ない。訪問歯科診療の広報・啓発を行うとともに、訪問歯科診療希望者の窓口の充実、機器等の整備及び訪問歯科衛生士の養成支援を行う必要がある。	
	アウトカム指標 在宅療養支援歯科診療所：42 か所 (R1) →67 か所 (R2)	
事業の内容 (当初計画)	在宅歯科医療に係る患者、歯科医療機関との調整、相談業務等の在宅歯科医療の提供に資する取組を行う在宅歯科医療連携室の運営に対して補助する。また、通院が困難な在宅患者の元に訪問し、口腔ケアの指導等に従事する歯科衛生士を養成するため、必要な研修の実施に係る支援を行う。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅歯科医療研修会延べ受講者数：470 名 (R2 年度)</li> <li>・訪問歯科衛生士養成研修会延べ受講者数：100 名 (R2 年度)</li> </ul>	
アウトプット指標 (達成値)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅歯科医療研修会延べ受講者数：409 名 (R2 年度)</li> <li>・訪問歯科衛生士養成研修会延べ受講者数：79 名 (R2 年度)</li> <li>・歯科医院紹介件数：338 件 (R2 年度、R1：307 件)</li> <li>・歯科衛生に関する電話相談件数：210 件 (R2 年度、R1：177 件)</li> </ul>	
事業の有効性・効率性	<p>アウトカム指標 在宅療養支援歯科診療所：42 か所 (R1) →43 か所 (R2)</p> <p>(1) 事業の有効性 新型コロナウイルスの影響で一部の研修が中止になるなどの理由から、目標を達成できなかったが、患者、歯科医療機関との調整、相談業務等が増加するなど、在宅歯科医療の需要が高まっている。 令和5年度の目標達成に向け、引き続き、在宅歯科に係る人材育成、患者からの相談業務、歯科医療機関との調整等の実施により、在宅歯科医療に係る提供体制の強化を図る。</p>	



	(2) 事業の効率性 事業者へのヒアリング、補助内容を精査することにより経費削減に努めている。
その他	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.9 (医療分)】 在宅医療推進事業	【総事業費】 (計画期間の総額) 0千円
事業の対象となる区域	県東部・県中部・県西部	
事業の実施主体	ささ木在宅ケアクリニック、博愛こども発達・在宅支援クリニック等	
事業の期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	今後、増加が見込まれる在宅患者に対して、適切な医療サービスが供給できるよう在宅医療にかかる提供体制の強化が必要。 アウトカム指標 ・訪問診療の実施件数 H26 : 5,510件 → H32 : 6,006件 ※H26の実施件数は医療施設調査(H26年9月実績)に基づく。	
事業の内容(当初計画)	訪問看護・在宅医療の充実、精神科在宅復帰等を推進するため、訪問診療、訪問看護、リハビリテーション等に必要な施設・設備整備を行う。	
アウトプット指標(当初の目標値)	在宅医療の提供体制の充実を図る医療機関への支援数(6か所/年)	
アウトプット指標(達成値)	-	
事業の有効性・効率性	アウトカム指標：-  (1) 事業の有効性 事業主体において、事業内容の見直しなどにより事業実施に至らなかった。次年度以降の実施に向け事業実施主体との調整を図りながら進めていく (2) 事業の効率性 -	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No. 10 (医療分)】 訪問看護師確保支援事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 53,701 千円
事業の対象となる区域	県東部・県中部・県西部	
事業の実施主体	県立中央病院、鳥取生協病院、境港総合病院等	
事業の期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>○今後高齢化の進展に応じて、需要増が見込まれる在宅医療や看取りに関わる看護職員、医療の高度化・専門化に対応できる質の高い看護職員の育成・確保が必要。特に小規模な事業所（訪問看護等）については、職員数も少ないため、現任教育や新任教育をうける体制が整いにくく、資質の向上が図りにくい。</p> <p>○また、緊急対応など24時間対応体制が必要な医療依存度の高い利用者などに対応するため、夜間・休日においても緊急呼出待機の体制が取られているが、現在の24時間365日の訪問看護対応体制が継続するよう処遇改善を図る必要がある。</p>	
	<p>アウトカム指標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内就業看護職員数：9,954人（H30）→10,228人（R4）</li> <li>・県内訪問看護師数：328人（H30）→448人（R4）</li> </ul>	
事業の内容（当初計画）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・看護職員のスキルアップの一環として、訪問看護職員養成講習会に看護職員を参加させる施設に対する受講者の人件費を助成する。</li> <li>・週24時間以上勤務する新人訪問看護師を新たに雇用し、新人訪問看護師に同行する（先輩）看護師の人件費を助成する。</li> <li>・訪問看護の救急呼出（オンコール）に備えて看護師が自宅等において待機した場合の手当（待機手当）を支給する事業所に対して経費を助成する。</li> </ul>	
アウトプット指標（当初の目標値）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問看護職員養成講習会参加者数：25人（R2）</li> <li>・訪問看護師待機手当を支給する事業所数：46事業所（R2）</li> </ul>	
アウトプット指標（達成値）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問看護職員養成講習会参加者数：19人（R2）</li> <li>・訪問看護師待機手当を支給する事業所数：47事業所（R2）</li> </ul>	
事業の有効性・効率性	<p>アウトカム指標：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内就業看護職員数：9,954人（H30）→10,234人（R2）</li> <li>・県内訪問看護師数：328人（H30）→347人（R2）</li> </ul> <p>（1）事業の有効性 新人訪問看護師の育成・確保及び待機手当に対する支援等を通</p>	

	<p>じて処遇改善を図ることができ、県内就業看護師・訪問看護師の確保につながった。引き続き、事業実施により訪問看護師の確保及び定着を図る。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>事業者へのヒアリング、補助内容を精査することにより経費削減に努めている。</p>
その他	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No. 1 1 (医療分)】 訪問看護支援センター事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 22,115 千円
事業の対象となる区域	県東部・県中部・県西部	
事業の実施主体	鳥取県	
事業の期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	在宅医療の需要の増加が見込まれる中、訪問看護サービスの安定的供給及び在宅医療の推進体制の強化を図り、不足する訪問看護師を確保できるようにするためには、訪問看護事業に係る人材育成、経営支援、普及活動等への支援が必要。	
	アウトカム指標 県内訪問看護師数：328人（H30）→448人（R4）	
事業の内容（当初計画）	人材育成機能、経営支援機能、普及活動機能を備えた鳥取県訪問看護支援センターの運営を公益社団法人鳥取県看護協会に委託する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問看護師養成講習会受講者：20人</li> <li>・フォローアップ講座受講者：120人</li> <li>・訪問看護出前講座：20回</li> <li>・訪問看護ステーションの経営支援：20か所</li> </ul>	
アウトプット指標（達成値）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問看護師養成講習会受講者：16人</li> <li>・フォローアップ講座受講者：77人</li> <li>・訪問看護出前講座：12回</li> <li>・訪問看護ステーションの経営支援：3か所</li> </ul>	
事業の有効性・効率性	アウトカム指標 県内訪問看護師数：328人（H30）→347人（R2）	
	<p>（1）事業の有効性</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大により、講習受講者、訪問看護ステーションへの経営支援件数は目標を下回ったが、2年間で訪問看護師が19人増加し、フォローアップにより質も担保している。引き続き、事業実施により訪問看護師の確保及び定着を図る。</p> <p>看護師の人材育成及び質の向上等を担う全国組織の参加である公益社団法人に委託実施することで効率的な実施が可能となっているが、看護職員全体の需要が多い傾向が続いていたため訪問看護師の増加数は緩やかである。</p> <p>（2）事業の効率性</p> <p>県看護協会に委託して実施することにより、県内の看護職員及</p>	

	び関係者に広く周知を行う、各事業所への働きかけ等、事業の効率化に努めている。
その他	

事業区分4：医療従事者の確保に関する事業

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 1 2 (医療分)】 産科医等確保支援事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 39,628 千円
事業の対象となる区域	県東部・県中部・県西部	
事業の実施主体	分娩を取り扱う病院、診療所	
事業の期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	分娩を取り扱う産科医・助産師の処遇を改善し、その確保を図る必要がある。 アウトカム指標 ・産科・産婦人科・婦人科医師数：67名 (H30) →69名 (R2) ・手当支給施設の産科・産婦人科医師数：42名 (R1) →50名 (R2)	
事業の内容 (当初計画)	産科医・助産師に対して支給する分娩手当の一部の補助を行う。また、有床診療所においては、外部医師に帝王切開を依頼した場合に支給する手当の一部を補助する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	・手当支給施設数：13施設 ・手当支給者数：160人	
アウトプット指標 (達成値)	・手当支給施設数：12施設 ・手当支給者数：132人	
事業の有効性・効率性	アウトカム指標： ・産科・産婦人科・婦人科医師数：67名 (H30) →71名 (R2) ・手当支給施設の産科・産婦人科医師数：42名 (R1) →63名 (R2)  (1) 事業の有効性 手当支給に対する支援を行うことにより産科・産婦人科・婦人科医師数が増加している。コロナ禍においても一定数の出産数があり、引き続き人材の維持・確保のため事業を実施していく。 (2) 事業の効率性 事業者へのヒアリング、補助内容を精査することにより経費削減に努めている。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 13 (医療分)】 助産師待機手当支援事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 5,695 千円
事業の対象となる区域	県東部・県中部・県西部	
事業の実施主体	分娩を取り扱う病院、診療所	
事業の期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	時を選ばない分娩に対応するため、産科医療機関は夜間・休日においても助産師・看護師を確保する必要があるが、他の診療科にはない勤務環境の過酷さなどから確保が困難な状況がある。	
	アウトカム指標 分娩を取り扱う産科医療機関数の維持：18施設 (R1) → 18施設 (R2)	
事業の内容 (当初計画)	分娩の際の救急呼び出しに備えて、助産師・看護師が自宅等において待機した場合に、待機1回につき手当を支給する医療機関に対し、その一部を助成する。(なお、待機の日に実際に呼び出しのあった場合は、その日を控除する。)	
アウトプット指標 (当初の目標値)	助産師待機手当支給件数：2,100件	
アウトプット指標 (達成値)	助産師待機手当支給件数：1,440件	
事業の有効性・効率性	アウトカム指標 分娩を取り扱う産科医療機関数の維持：18施設 (R1) → 18施設 (R2)	
	(1) 事業の有効性 従事者の負担となりうる待機業務に対する手当の支給を支援することで、人材の維持・確保につながっている。引き続き、勤務時間外に拘束される待機に対して、待機手当の支給を補助することにより処遇改善を図る。 (2) 事業の効率性 事業者へのヒアリングを行い、補助対象経費の精査を行っている。	
その他		



事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 14 (医療分)】 新生児医療担当医確保支援事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 1,620千円
事業の対象となる区域	県西部	
事業の実施主体	鳥取大学医学部附属病院	
事業の期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	職務の複雑さや就労環境等が特殊なことから小児科医師の負担が過重となっており、医師不足が懸念されていることから、処遇改善を図る必要がある。 アウトカム指標 ・NICU専任医師数の維持：26名(R1)→26名(R2) ・手当支給施設の新児医療担当医師数の維持：26名(R1)→26名(R2)	
事業の内容(当初計画)	NICUにおいて新生児を担当する医師の処遇改善を目的として支給されるNICUに入院する新生児に応じて支給される手当(新生児担当医手当)を支給する医療機関に対して補助する。	
アウトプット指標(当初の目標値)	新生児医療担当医手当支給件数：125件	
アウトプット指標(達成値)	新生児医療担当医手当支給件数：162件(NICU患者取扱件数)	
事業の有効性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・NICU専任医師数：26名(H30)→26名(R2)</li> <li>・手当支給施設の新児医療担当医師数：26名(H30)→26名(R2)</li> </ul> <p>(1) 事業の有効性 手当支給件数が増加しており、ニーズも高く一定の効果は挙げられていることから、過酷な労働環境におかれる医師の処遇改善に寄与し、人材の確保につながっている</p> <p>(2) 事業の効率性 事業者へのヒアリングを行い、補助対象経費の精査を行っている。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.15 (医療分)】 女性医師就業支援事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 1,608 千円
事業の対象となる区域	県東部・県中部・県西部	
事業の実施主体	鳥取県等	
事業の期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	本県内の女性医師は増加傾向にあることから、働きやすい環境整備を進め、出産・育児等による離職防止、キャリア継続を支援していく必要がある。 アウトカム指標 県内病院の女性医師数：166人（R1年度）→174人（R2年度）	
事業の内容（当初計画）	<p>出産・育児等で一時的に業務を離れた女性医師が復職しやすい研修や就業環境のプログラムを提供することで復職を支援し、ホームページ等を通じた情報の提供など、若手を中心とした女性医師の就業を支援することで、若手医師の確保を図る。</p> <p>また、女性医師が働きやすい環境整備を促進することにより、就業の継続、復職を支援するため、女性医師の就業環境の改善、充実に必要なハード事業の実施経費を補助する。</p>	
アウトプット指標（当初の目標値）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・キャリア形成・継続のための研修会・交流会参加者：20人</li> <li>・医学科学生キャリア教育の実施（2回）：210人</li> </ul>	
アウトプット指標（達成値）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・キャリア形成・継続のための研修会・交流会参加者：新型コロナの影響により、研修動画を撮影しHP上で閲覧する形で実施したことから参加者数の把握はできていないが、研修会動画再生数は約80回、交流会参加者は11人と延べ90名程度の参加があった。</li> <li>・医学科学生キャリア教育の実施（2回）：医学科1年生及び2年生</li> </ul>	
事業の有効性・効率性	<p>県内病院の女性医師数：166人（R1）→176人（R2）</p> <p>（1）事業の有効性 研修会で実施したアンケートでは「引続き女性医師の働き方について情報交換する必要がある」という意見が多く、育児、介護等で一時的に業務を離れた女性医師が復帰するための復帰研修プログラム整備や教育や交流による女子医学生及び女性医師の就業継続意欲を高めることは、若手医師の確保をする上で有効である。</p>	

	<p>(2) 事業の効率性</p> <p>鳥取大学は、県内の医療機関をリードする存在であり、ワークライフバランス支援センターが設置され、医学生へのアプローチも可能であることから事業の効率性は高い。</p> <p>研修会開催に当たり、鳥取県医師会と共催で開催することで、県内の女性医師、医師及び関係者に広く周知を行う等、事業の効率化に努めている。</p>
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.16 (医療分)】 新人看護職員研修事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 46,608千円
事業の対象となる区域	県東部・県中部・県西部	
事業の実施主体	県立中央病院、岩美病院等	
事業の期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>○ 医療の高度化や医療安全に対する意識の高まりなど、県民ニーズの変化を背景に、臨床現場で必要とされる臨床実践能力と看護基礎教育で習得する看護実践能力との間に乖離が生じ、新人看護職員の離職理由の一因となっている。</p> <p>○ 新人看護職員を採用した県内病院の多くは新人看護職員研修事業を実施しているが、組織的な体制づくりや研修方法、研修時間等は各病院に任されており、研修内容に差がある。</p> <p>○ 新人採用が少ない病院や小規模病院等は、自病院で十分な新人研修を実施しにくい状況にある。</p> <p>アウトカム指標： 新人看護職員の離職率の低下 5.7% (R1) →4.2% (R2)</p>	
事業の内容 (当初計画)	<p>新人看護職員の早期離職防止、質の向上を図るため、国の示した「新人看護職員研修ガイドライン」に基づき、基本的な臨床実践能力を獲得するための研修を実施する病院等に補助する。</p> <p>また、全ての新人が必要な研修を受けることができるよう、新人看護職員研修を自施設で完結できない医療機関の新人看護職員を受け入れた病院及び新人看護職員を派遣した病院に対し補助する。</p> <p>更に、病院等が行う研修の充実を図るとともに、新人育成における施設間の格差をなくすため、新人看護職員の研修を行う教育担当者・実地指導者に対する研修を実施する。</p>	
アウトプット指標 (当初の目標値)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新人看護職員研修の研修者数 (300人)</li> <li>・研修施設数 (20施設)</li> </ul>	
アウトプット指標 (達成値)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新人看護職員研修の研修者数 (278人)</li> <li>・研修施設数 (20施設)</li> </ul>	
事業の有効性・効率性	<p>新人看護職員の離職率の低下 5.7% (R1) → 4.2% (R2)</p> <p>(1) 事業の有効性 今年度はコロナの影響で受入研修の実施はなかったが、例年は複数施設で受入研修の公募を行い、小規模施設の新人看護職員に対しても充実した研修を行うことができている。</p> <p>令和2年度は、合計20施設に助成を行い、新人看護師研修の充実を図ることで、新人看護職員の基本的な臨床実習能力の獲得につながっている。</p> <p>(2) 事業の効率性</p>	

	事業者へのヒアリングを行い、補助対象経費の精査を行っている。
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.17 (医療分)】 認定看護師養成研修事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 867 千円
事業の対象となる区域	県東部、県中部、県西部	
事業の実施主体	県立厚生病院、米子医療センター等	
事業の期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高度化・専門化する医療や多様化するニーズに対応するため、高い専門性を有する認定看護師の養成が必要。 アウトカム指標 県内就業看護職員数 9,954人 (H30) →10,228人 (R4)	
事業の内容 (当初計画)	看護ケアの向上を図るため、「がん化学療法看護」認定看護師教育課程など、県内で認定看護師養成研修を開催する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	認定看護師養成研修受講者：8人/年	
アウトプット指標 (達成値)	認定看護師養成研修受講者：2人/年	
事業の有効性・効率性	<p>県内就業看護職員数：9,954人 (H30) →10,234人 (R2)</p> <p>(1) 事業の有効性 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い研修受講者が目標を大きく下回ったが、研修受講者においては水準の高い看護実践が出来る認定看護師として活躍し、県内の看護現場における看護の質の向上が図られた。</p> <p>(2) 事業の効率性 可能な限り事業の早期又は適時の着手が図られるよう事業者に対する補助金交付手続を迅速に行い、事業効果を失することのないよう努めた。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 18 (医療分)】 看護教員養成支援事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 0千円
事業の対象となる区域	県東部	
事業の実施主体	看護職員養成施設等	
事業の期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	地域の実情に応じた医療提供体制を構築していくために、看護教員の資質向上を図り、養成所における看護教育の質を高めることで、将来必要とされる看護職員を確保する必要がある。	
	アウトカム指標 県内養成施設の卒業生の県内就業率 64.4% (R1) →70.0% (R2)	
事業の内容 (当初計画)	<ul style="list-style-type: none"> <li>看護教員養成及び確保のため、看護教員養成講習会受講に係る経費、大学で実施する看護教員の資格取得に必要な専門講座を受講する看護師を派遣する病院に対して必要な経費について補助する。</li> <li>看護教員を対象とした資質向上を図るための研修等を開催するための経費に対する支援を行う。</li> </ul>	
アウトプット指標 (当初の目標値)	<ul style="list-style-type: none"> <li>看護教員養成講習会受講者数：2人</li> <li>全県内看護師養成所の研修会受講参加 (全9機関)</li> </ul>	
アウトプット指標 (達成値)	—	
事業の有効性・効率性	—	
	(1) 事業の有効性 新型コロナウイルス感染拡大により令和2年度の事業実施を見送った。感染状況をみながら次年度以降の実施について検討する。 (2) 事業の効率性 —	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 19 (医療分)】 実習指導者養成支援事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 0千円
事業の対象となる区域	県東部・県中部・県西部	
事業の実施主体	智頭病院、倉吉病院等	
事業の期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	看護学生の実習受入れに必要な実習指導者の育成を行うことは、看護師の育成には重要であり、実習指導者を養成し、看護職員及び看護学生の資質の向上を図る必要がある。 アウトカム指標： 県内養成施設の卒業生の県内就業率 64.4% (R1) →70.0% (R2)	
事業の内容 (当初計画)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病院や病院以外における看護実習の充実を図るための実習指導者養成講習会を開催するとともに、実習指導者の資質向上を図り、実習体制整備を図るためのフォローアップ研修を行う。</li> <li>・看護学生への臨地実習指導を充実させ、質の高い看護師養成を行うため、実習指導者養成に係る研修受講経費の助成を行う。</li> </ul>	
アウトプット指標 (当初の目標値)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設講習会受講施設数：20施設</li> <li>・看護実習指導者の養成数：30人</li> </ul>	
アウトプット指標 (達成値)	—	
事業の有効性・効率性	—  (1) 事業の有効性 新型コロナウイルス感染拡大により令和2年度の事業実施を見送った。感染状況をみながら次年度以降の実施について検討する。 (2) 事業の効率性 —	
その他		



事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 20 (医療分)】 医師等環境改善事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 67,183 千円
事業の対象となる区域	県東部・県中部・県西部	
事業の実施主体	鳥取赤十字病院、三朝温泉病院、博愛病院等	
事業の期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	医師・看護師にとって、事務作業が負担となり、診療等の業務に支障をきたしている。	
	アウトカム指標： 医師の時間外勤務の縮減 1人あたり550時間/年以内 (R1： 608時間/年)	
事業の内容 (当初計画)	医師事務作業補助者等の導入 (人員) 増加や ICT の活用など医療機関における勤務環境改善に係る取組に対して支援する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	医療クラークの雇用：30名 (R2)	
アウトプット指標 (達成値)	医療クラークの雇用 (増員)：15名 (R2)	
事業の有効性・効率性	医師の時間外勤務の縮減 1人あたり578時間/年以内	
	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大に伴う医療機関全体の業務が増加したことにより、医師を含めて時間外勤務が増加している。医師、看護師が行う業務のうち、代行可能な部分については作業補助者が業務を代行することにより、医師、看護師の事務負担を減らし、業務軽減を図ることで医療従事者の勤務環境改善につなげていく。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>事業者へのヒアリングを行い、補助対象経費の精査を行っている。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 21 (医療分)】 病院内保育所運営事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 305,950 千円
事業の対象となる区域	県東部・県中部・県西部	
事業の実施主体	清水病院、野島病院、博愛病院、大山リハビリテーション病院、山陰労災病院、鳥取大学医学部附属病院等	
事業の期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	後期高齢者数がピークになると予想される2025年には、看護職員需給推計の結果、10401人の看護職員の供給を見込んでいる。この供給数を確保するに当たって、出産・育児を理由とした離職の発生を抑制することで、離職率の増加を抑制し、医療現場において看護師が育児をしながら安心して働くことができる体制を確保していく必要がある。	
	アウトカム指標 看護職員(40歳未満)の離職率の低下: 7.5% (R1) → 7.1% (R2)	
事業の内容(当初計画)	子育て中の看護職員等の医療従事者が安心して働くことができるようにするとともに、看護職員等の離職防止及び再就業支援を促進するため病院内保育所の運営を行う。	
アウトプット指標(当初の目標値)	病院内保育施設を運営する病院への補助(9病院)	
アウトプット指標(達成値)	病院内保育施設を運営する病院への補助(8病院)	
事業の有効性・効率性	看護職員(40歳未満)の離職率の低下: 7.5% (R1) → 6.8% (R2)	
	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>病院内保育所を設置している県内病院に運営費を助成し、病院内保育所の安定的な運営を確保・継続することで、子育て中の看護職員等の医療従事者が安心して働く環境を維持している。</p> <p>令和2年度においては、目標達成できなかったものの、全国平均(11.5%)と比べれば低水準であり一定の事業効果が認められる。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>運営費の一部を助成することにより、院内保育の利用者が負担する費用を抑制することができ、利用の促進が進むとともに、病院側も安定した院内保育の運営が可能となる。また、事業実施に</p>	

	当たっては、事業者から提出された事業計画をヒアリングするなど精査している。
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.22 (医療分)】 地域医療連携研修会開催支援事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 346 千円
事業の対象となる区域	県東部・県中部・県西部	
事業の実施主体	鳥取大学医学部附属病院等	
事業の期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	医療計画において、4疾病6事業については、地域において切れ目のない医療提供体制の構築により、県民が安心して医療を受けられるようにすることが求められているため、病院、診療所、訪問看護ステーション等の連携の推進及び、高度・多様化する医療、救急・災害時に対応できる医療人材の育成を支援する必要がある。	
	アウトカム指標： MCLS 及び ETS インストラクター数 114 名 (R1) →117 名 (R2)	
事業の内容 (当初計画)	4 疾病 6 事業に関して、地域の医療機関連携のもと実施する資質向上等のための研修会等の開催に対し、補助する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	地域医療連携研修会の開催 (35回/年)	
アウトプット指標 (達成値)	地域医療連携研修会の開催 (6回/年)	
事業の有効性・効率性	MCLS 及び ETS インストラクター数 114 名 (H30) →114 名 (R2)	
	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>医療機関が連携して研修会を実施することで、より専門的な知識の習得、若手医師のスキルアップ、関連職種の連携、地域の医療関係者の資質向上につながっている。</p> <p>一方で、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、中止となった研修も多く、目標としていたインストラクター数は確保できなかった。今後も従来通りの研修を実施することが困難であることから、オンライン開催を検討する事業者へ向けた支援も行うなど、地域医療連携に向けて取り組む。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>事業者へのヒアリング、補助内容を精査することにより経費削減に努めている。</p>	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 23 (医療分)】 中部圏域における安全・安心な内視鏡手技 習得支援事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 9,090 千円
事業の対象となる区域	県中部	
事業の実施主体	鳥取県立厚生病院	
事業の期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>○県立厚生病院は中部保健医療圏で唯一の基幹型臨床研修病院であり、H29に臨床研修・教育センターを設置し、研修・見学生を受入れるとともに、臨床研修プログラム等の実施を通じ中部圏域における医療人材の確保、能力向上に積極的に取り組んでいるところ。</p> <p>○中部圏域の病院医師数充足率は7割程度と他圏域と比較しても最も低く、とりわけ消化器内科医は必要数の5割しか充足できていない。</p> <p>○不足する消化器内科医の技術向上を図るとともに、将来的な圏域の医師を確保するため、初期研修医の増加を図る必要がある。</p> <p>○中部圏域に医師を呼び込むためには、研修医にとって医療の最新知識や技術の習得にふさわしい環境を整備するとともに、地域の医師の技術研鑽のための研修の場づくりが求められている。</p>	
	<p>アウトカム指標 初期研修医受入数：2人 (R1.4) → 4人 (R3.4)</p>	
事業の内容 (当初計画)	中部圏域における消化器内科医の手技向上、臨床研修医等の育成体制の充実を図るために必要な設備整備を支援する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・整備施設数：1病院 (R2年度)</li> <li>・実習生、見学者数：60人 (R2年度)</li> </ul>	
アウトプット指標 (達成値)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・整備施設数：1病院 (R2年度)</li> <li>・参加人数：計20人 (R2年度)</li> </ul>	
事業の有効性・効率性	初期研修医受入数：2人 (R1.4) → 6人 (R3.4)	
	<p>(1) 事業の有効性 医療圏唯一の基幹型臨床研修病院に内視鏡手技トレーニング装置を導入することで、初期臨床研修及び後期研修医などの初学</p>	

	<p>者が安心、安全な内視鏡手技の習得が可能となり、当該医療圏の内視鏡技術が向上し、医師のレベルアップにつながった。令和3年度以降も継続して研修を実施しており、今後も引き続き効果的な実習を実施していく。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>可能な限り事業の早期又は適時の着手が図られるよう事業者に対する補助金交付手続きを迅速に行い、事業効果を失することのないよう努めた。</p>
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.24（医療分）】 寄附講座（鳥取大学医学部地域医療学講座）開設事業	【総事業費 （計画期間の総額）】 36,900千円
事業の対象となる区域	県東部・県中部・県西部	
事業の実施主体	鳥取大学医学部附属病院	
事業の期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>地域医療に貢献する人材育成と地域医療の発展のため、地域医療の実践と研究、教育を行うとともに、地域医療を志す医師を支援する必要がある。</p> <p>アウトカム指標： 病院勤務医師数の増加 1,137人（R1）→1,171人（R2年度）</p>	
事業の内容（当初計画）	<p>鳥取大学が設置する地域医療学講座に寄附を行うことにより、以下の事業を行う。</p> <p>（1）地域医療に貢献する人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域医療に関する講義及び臨床実習</li> <li>・地域枠の学生に対する地域医療マインド醸成のための企画の立案、実施</li> <li>・地域枠等の学生への面談実施及びキャリア形成支援</li> <li>・地域の医療機関、教育関連病院及び診療教育拠点での実習教育の企画・実施並びに他の臨床講座や社会医学講座、行政等との調整</li> </ul> <p>（2）地域医療に関する実践</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の医療機関及び診療教育拠点等での実習教育</li> </ul> <p>（3）地域医療に関する研究</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域医療体制、臨床疫学、地域医療教育及び地域医療に貢献する人材育成などに関する研究</li> <li>・研究成果の公表及び普及</li> </ul>	
アウトプット指標（当初の目標値）	奨学生の県内定着者数の増加 54人（R1年度）→70人（R2年度）	
アウトプット指標（達成値）	奨学生の県内定着者数の増加 54人（R1年度）→70人（R2年度）	
事業の有効性・効率性	病院勤務医師数の増加 1,137人（R1）→1,164人（R2）	
	（1）事業の有効性	

	<p>医師を養成する大学において、地域医教育をカリキュラムに組み込むことで、学生の地域医療を担う医師に必要な知識・技術の習得とスキルアップに確実に寄与している。また、地域卒学生に対しては各種課外学習活動による地域体験を通じた地域医療への理解を醸成し、卒業後、着実に県内定着する取組を行っており、県内医師不足の解消、及び地域偏在・診療科偏在の寄与に繋がっている。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>大学と共同で地域医療教育に取り組みことで、大学が有する専門人材・ノウハウを活用することが可能となり、効率的に事業を行うことができている。</p>
その他	



事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.25 (医療分)】 勤務環境改善支援センター運営事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 5,321 千円
事業の対象となる区域	県東部・県中部・県西部	
事業の実施主体	鳥取県	
事業の期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	医療現場の厳しい勤務環境を改善することで、医療人材の定着及び安定的確保を図る。 アウトカム指標 ・病院勤務医師数：1,161人 (R1) →1,171人 (R2年度) ・看護職員数：9,954人 (H30) →10,228人 (R4) ・看護職員の40歳未満離職率：7.2% (H30) →7.1% (R2)	
事業の内容 (当初計画)	医師、看護師等の医療従事者の離職防止・定着促進を図ることを目指し、勤務環境改善に取り組む医療機関を支援するため、医療機関からの相談に対し、情報提供や専門的な支援を行う。また、医療従事者の働き方改革についての広報、研修等を行う。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	センターの支援により勤務環境改善計画や医師勤務時間短縮計画等を策定する医療機関数：5医療機関	
アウトプット指標 (達成値)	センターの支援により勤務改善計画や医師勤務時間短縮計画等を策定する医療機関数：0機関	
事業の有効性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病院勤務医師数の増加 1,137人 (R1) →1,164人 (R2)</li> <li>・県内就業看護職員数：9,954人 (H30) →10,234人 (R2)</li> <li>・看護職員 (40歳未満) の離職率の低下：7.5% (R1) →7.4% (R2)</li> </ul> <p>(1) 事業の有効性 新型コロナウイルス感染拡大により医療従事者の働き方改革の取組が国全体で遅れていること、コロナ禍において各医療機関への個別での働きかけができなかったことなどにより、勤務環境改善計画や医師勤務時間短縮計画を策定する医療機関が増加しなかった。 今後は、セミナーや医療機関訪問を通して、センターの機能やモデル事業について周知し、新たに勤務環境改善に取り組む医療機関を増やすことで目標達成を図る。</p> <p>(2) 事業の効率性 医師に時間外労働規制開始までに各医療機関が必要な対応が</p>	

	とれるよう支援を行う。
その他	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 26 (医療分)】 小児救急電話相談事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 10,940 千円
事業の対象となる区域	県東部・県中部・県西部	
事業の実施主体	鳥取県	
事業の期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>小児医療機関の診療時間外の小児救急医療体制を整備しているが、患者数は増加傾向にあり、受診の必要のない患者の救急医療機関の受診や、軽症患者の二次救急医療機関の受診など、医療関係者の負担が過重になっており、負担を軽減する必要がある。</p> <p>アウトカム指標：  ・小児初期救急医療機関の受診者数：18,457人(R1)→20,500人(R2)  ・二次救急医療機関の小児救急患者受入状況：17,361人(R1)→16,500人(R2) (出典：小児救急医療体制の現況調べ)</p>	
事業の内容 (当初計画)	夜間・休日の小児の急な病気、けが等について、緊急の受診の要否や対処法等についての相談に対し、看護師や医師等が症状を聴取し、助言を行う電話相談業務を委託により実施する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	小児救急医療相談件数：7,000件 (R2年度)	
アウトプット指標 (達成値)	小児救急医療相談件数：4,970件 (R2年度)	
事業の有効性・効率性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小児初期救急医療機関の受診者数の増加：18,457人(R1)→8,375人(R2)</li> <li>・二次救急医療機関の小児救急患者受入状況の減少：17,361人(R1)→7,706人(R2) (出典：小児救急医療体制の現況調べ)</li> </ul> <p>(1) 事業の有効性  小児の急な病気やけがについて、医師又は看護師による電話相談を行うことで、保護者の安心につながるとともに、軽症患者が医療機関の診療時間外に受診することを抑制した。新型コロナウイルス感染拡大に伴う感染予防対策や外出の減少等による子どもの救急事案の減少に伴い、いずれの指標も大きく減少した。</p> <p>(2) 事業の効率性  専門の業者に委託することで、保護者が医師又は看護師から専門的なアドバイスを受けることができた。</p>	

その他	
-----	--